



+
+
+
+
+

重要

川崎市介護保険料年間納付済額のお知らせ 【年末調整や確定申告等の参考資料です】

差 出 元	
問 い 合 わ せ 先	川崎市保険 コールセンター 044(200)0783 (川崎市が委託した民間業者により運営しています。) ご利用 時間 平日：8時30分から17時15分まで 第2・第4土曜：8時30分から12時30分まで ※土曜（第2・第4土曜を除く）、日曜、祝日、年末 年始はご利用できません。

※お知らせは内側にあります。左右にはがして御覧ください。

川崎市介護保険料年間納付済額のお知らせ

被保険者番号
被保険者氏名

令和7年中の納付済額

（確認日：令和7年10月16日）

①納付済額 1月1日から確認日までに川崎市が納付を確認できた
介護保険料額

円
〈内訳〉 普通徴収分（口座振替・納付書納付等） 円
※ 特別徴収分（年金からの差し引き） 円

②見込額 確認日の翌日から12月31日までに納付が見込まれる
介護保険料額※

③合計額 ①納付済額＋②見込額

円

※ 特別徴収第4期（10月）の保険料は「②見込額」の金額に含まれます。

- ◎ 1月1日から12月31日までの納付額は、所得税の申告（年末調整・確定申告）又は市民税・県民税の申告で「社会保険料控除」の対象となりますので、「③合計額」の金額を参考としてください。
- ◎ 以下の場合、「②見込額」欄には「0円」又は「*****」を表示しています。
 - ・ 年額保険料を全額納付している場合
 - ・ 1月から9月までの期間に納期限が到来している保険料が未納の場合
 - ・ 既に資格喪失している場合 等
- ◎ 「②見込額」欄が「*****」と表示されている場合は、「③合計額」欄も「*****」となります。
- ◎ 詳細は、裏面もはがして説明を御覧ください。

◆ 便利な口座振替をおすすめします ◆

Web口座振替受付サービスによるお申し込み

インターネット上でWeb口座振替受付サイトを介して口座振替のお申し込みができます。
（川崎市ホームページより「Web口座振替」で検索）

金融機関の店舗窓口でのお申し込み

川崎市内の金融機関の店舗窓口で口座振替の申込書が用意されていますので、必要事項を記入、届出印を押印のうえ、金融機関の店舗窓口で直接お申し込みください。

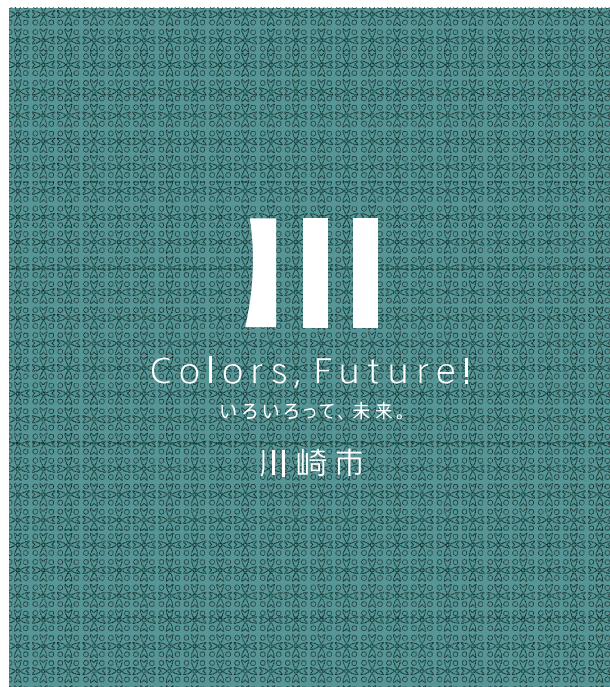
ペイジー口座振替受付サービスによるお申し込み

住所を所管する区役所保険年金課の介護保険料担当窓口でキャッシュカードを使用してお申し込みできます。（金融機関及びキャッシュカードの種類によっては取り扱いできない場合がありますので事前に御確認ください。）

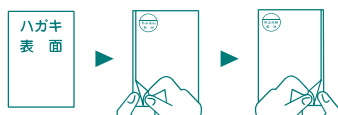
◎納付方法が「年金からの差し引き（特別徴収）」に変更となった場合は、口座振替は自動的に止まります。

御用意いただくもの、お申し込みの詳細等については、「川崎市保険コールセンター」へお問い合わせいただくか、川崎市ホームページを御確認ください。
（川崎市ホームページより「介護保険料について」で検索、又はこちらから→）





開け方



左右のこの部分から矢印方向にゆっくりはがして中を御覧ください。
万一このハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

便 郵

川崎市介護保険料年間納付済額について

【記載内容に関する留意事項】

①納付済額の記載について

- ◎ 川崎市から転出された方など、現在、川崎市の被保険者ではない場合でも、令和7年中に保険料を納付していれば、納付済額をお知らせしています。
- ◎ 納付場所によって、納付を確認できるまでの日数が異なります。
例) 金融機関の場合…確認までに4日程度日数がかかります。
コンビニ・キャッシュレス決済の場合…確認までに14日程度日数がかかります。
- ◎ 還付金の支給がある場合、その金額を納付額から差し引いています。
- ◎ 延滞金の納付額は社会保険料控除の対象ではないため、納付済額に含めていません。

②見込額の記載について

- ◎ 第9期(12月)の保険料は、令和8年1月5日が納期限となっていますが、12月31日までに納付したものと見込額を計算しています。(年金からの差し引きの場合は、第5期(12月)の保険料まで見込額として計算しています。)
- ◎ 納付済額の確認日後に、所得状況等の変更により、納付すべき保険料の金額が変更となる場合は、見込額と実際に納付した保険料額が一致しないことがあります。

③合計額の記載について

- ◎ 1月1日から12月31日までの納付額は、**所得税の申告(年末調整・確定申告)**又は**市民税・県民税の申告**を行う際に「**社会保険料控除**」の対象となります(このハガキを添付する必要はありません)ので、合計額の金額を参考としてください。
- ◎ 合計額欄に「*****」が表示されている場合、領収書等により実際の納付額を確認してください。

※ 介護保険料が全て年金からの差し引きの場合は、原則としてこのお知らせはお送りしていません。

厚生労働省等からの

「公的年金等の源泉徴収票」が届く方へ

毎年1月中旬頃から、順次、日本年金機構から発送されます。

公的年金等の源泉徴収票



「摘要」欄の記載例

介護保険料額	69,900円
国保保険料(税)額	50,000円

「摘要」欄に、令和7年中に年金から差し引きされた介護保険料及び国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の額が記載されています。

～ハガキイメージ～

※ハガキはあくまでもイメージです。
レイアウトが変わる場合があります。

川崎市からのお知らせ

還付金詐欺が多発しています！

役所から「還付金があるのでATMへ行ってください」というような電話はしません。
不審な電話がきたら、必ず役所や最寄りの警察に相談をしましょう。